



学校感染症の出席停止期間

学校保健安全法施行規則では、学校において予防すべき感染症の種別や、各疾患の出席停止期間の基準が規定されています。特に「第二種感染症」に分類される病気は、学校で流行しやすい飛沫感染する病気です。かかった時は学校にすぐ連絡し、医師の許可があるまでは療養してください。この場合は「出席停止」になり、欠席にはなりません。また「第三種感染症」も症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまでは、療養してください。

<第二種感染症>

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

*ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

<第三種感染症> 基準…病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで

- ・ コレラ ・ 感染性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ パラチフス
- ・ 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎
- ・ その他の感染症
感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症(しょうこう熱)、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)など

インフルエンザ出席停止期間早見表

最低基準	発症した後 5日を経過	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後	
例 1	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能	
例 2	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能